

県南広域振興局長告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月16日

県南広域振興局長 細川倫史

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500111	指定多機能型事業所ひまわり園放課後等デイサービス	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地1	平成30年3月31日